

栃木県過疎地域持続的発展方針

(令和3(2021)～令和7(2025)年度)

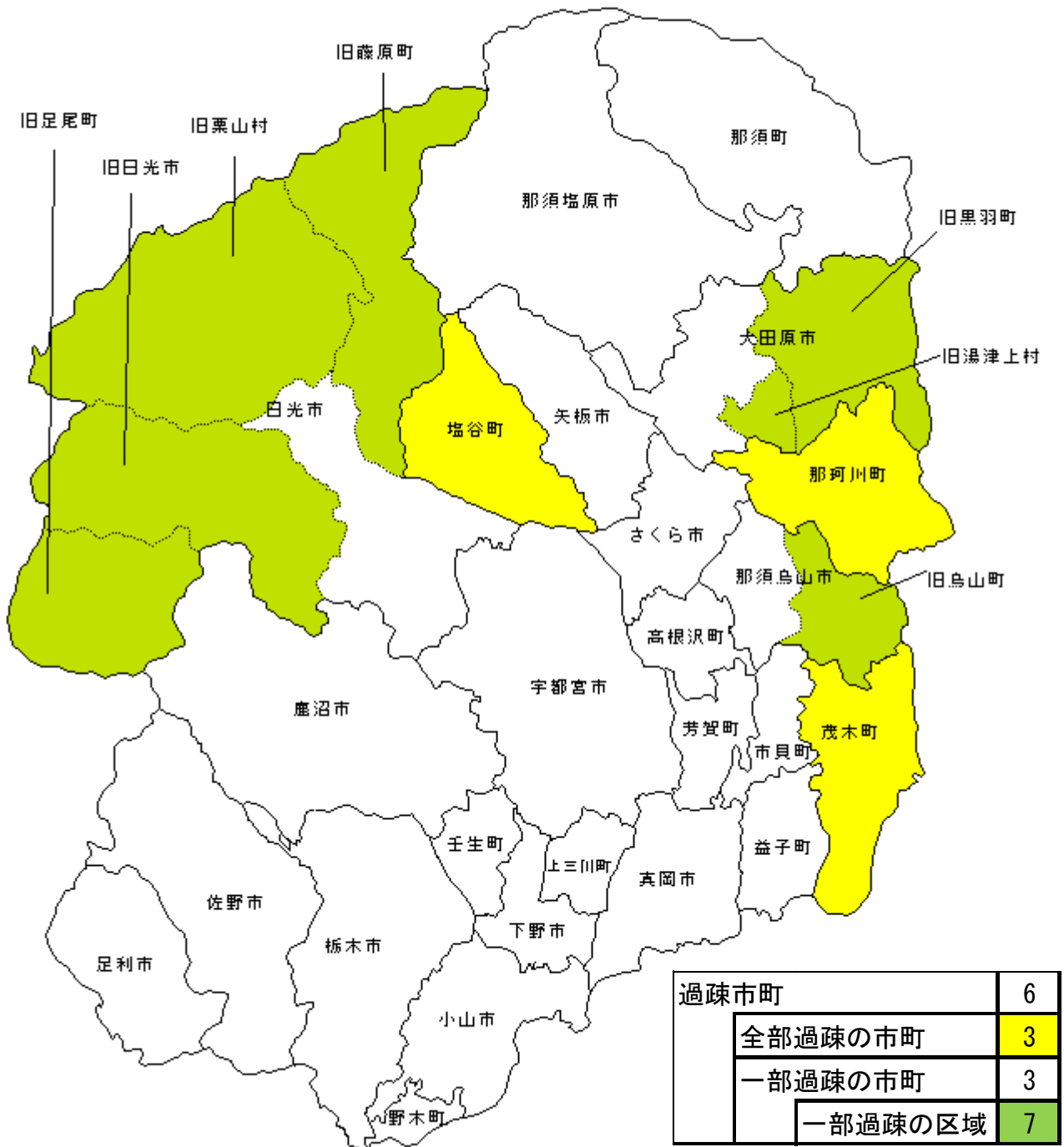
令和3(2021)年8月

栃 木 県

○この栃木県過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条の規定に基づき定める本県の過疎地域の持続的発展（過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上）のための施策の大綱であり、県及び市町計画の策定指針となるものである。

○方針に係る期間及び対象地域は、以下のとおりである。

- ・期 間 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間
- ・対象地域 日光市のうち旧日光市・旧足尾町・旧栗山村・旧藤原町の区域、大田原市のうち旧湯津上村・旧黒羽町の区域、那須烏山市のうち旧烏山町の区域、茂木町、塩谷町、那珂川町



目 次

I 基本的な事項

1	過疎地域の現状と課題	1
(1)	現状	1
ア	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の公示団体	1
イ	過疎地域団体の地理的条件	2
ウ	他の特定地域の振興法に基づく指定地域等の状況	2
エ	人口等の状況	3
オ	産業の状況	7
カ	財政の状況	10
(2)	過疎対策の成果	12
(3)	今後の課題	13
2	過疎対策の基本的方向	14

II 分野別の方針と対策

1	移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成	15
2	産業の振興	16
3	情報化の推進	19
4	交通施設の整備及び交通手段の確保	20
5	生活環境の整備	21
6	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	22
7	医療の確保	25
8	教育の振興	26
9	集落機能の維持・活性化	26
10	地域文化の振興	27
11	再生可能エネルギーの利用の推進	28

III 地域別の持続的発展方針

1	日光市（旧日光市・旧足尾町・旧栗山村・旧藤原町の区域）	29
2	大田原市（旧湯津上村・旧黒羽町の区域）	30
3	那須烏山市（旧烏山町の区域）	31
4	茂木町	32
5	塩谷町	33
6	那珂川町	34
7	その他	35
(1)	広域的な社会生活圏計画等との関連	35
(2)	県が過疎対策を行うに当たり留意する視点	35
ア	広域的な観点からの事業調整並びに人的・技術的援助等	35
イ	多様な主体との協働	36

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 現状

ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の公示団体

- 本県25市町のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（以下「過疎法」という。）に基づく公示団体は、日光市（旧日光市・旧足尾町・旧栗山村・旧藤原町の区域）、大田原市（旧湯津上村・旧黒羽町の区域）、那須烏山市（旧烏山町の区域）、茂木町、塩谷町及び那珂川町の6市町10地域である（令和3（2021）年4月1日現在）。
- 日光市においては、旧足尾町及び旧栗山村が昭和45（1970）年度以降、過疎地域として指定を受けており、平成18（2006）年3月に非過疎地域である旧日光市、旧今市市、旧藤原町と合併したが、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により、合併以前に過疎地域であった旧2町村の区域のみが、引き続き過疎地域として指定を受けた。そして、令和3（2021）年4月1日に旧日光市及び旧藤原町の区域も過疎地域として指定を受けた（いわゆる「一部過疎」）。
- 大田原市は、令和3（2021）年4月1日に旧湯津上村及び旧黒羽町の区域が過疎地域として指定を受けた（一部過疎）。
- 那須烏山市は、令和3（2021）年4月1日に旧烏山町の区域が過疎地域として指定を受けた（一部過疎）。
- 茂木町は、昭和45（1970）年度以降、町の全域が過疎地域として指定を受けている（いわゆる「全部過疎」）。
- 塩谷町は、平成27年国勢調査の結果に伴う法改正に伴い、平成29（2017）年度以降、町の全域が過疎地域として指定を受けている（全部過疎）。
- 那珂川町においては、旧馬頭町が昭和45（1970）年度以降、過疎地域として指定を受けており、平成17（2005）年10月に非過疎地域である旧小川町と合併したが、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により、旧小川町の区域も含めた町の全域が過疎地域とみなされた。その後、平成26（2014）年の法改正により同法第2条1項の適用を受け、町の全域が過疎地域として指定を受けている（全部過疎）。

[栃木県内の過疎地域]

区分	団体名
過疎地域対策緊急措置法 昭和45（1970）～54（1979）年度	足尾町、茂木町、栗山村、馬頭町
過疎地域振興特別措置法 昭和55（1980）～平成元（1989）年度	足尾町、茂木町、栗山村、馬頭町、栗野町
過疎地域活性化特別措置法 平成2（1990）～11（1999）年度	足尾町、茂木町、栗山村、馬頭町
過疎地域自立促進特別措置法 平成12（2000）～令和2（2020）年度	日光市（旧足尾町・旧栗山村の区域）、茂木町、塩谷町（H29～）、那珂川町（H17～旧小川町を含む全域）

区分	団体名
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 令和3（2021）～12（2030）年度	日光市（旧日光市・旧足尾町・旧栗山村・旧藤原町の区域）、大田原市（旧湯津上村・旧黒羽町の区域）、那須烏山市（旧烏山町の区域）、茂木町、塩谷町、那珂川町

イ 過疎地域団体の地理的条件

- 県西部の日光連山に旧日光市・旧栗山村の区域（現日光市）、足尾連山に旧足尾町の区域（現日光市）、県東部の八溝山地に旧湯津上村・旧黒羽町の区域（現大田原市）、旧烏山町の区域（現那須烏山市）、茂木町及び那珂川町が位置している。また、県の中央やや北部の高原山麓に旧藤原町の区域（現日光市）及び塩谷町が位置している。
- 過疎市町の面積は 2520.07km²（県計との比率は 39.33%）であるが、そのうち林野面積が1,834.15km²と広大であり、林野率は 72.78%となっている（非過疎市町の林野率は 42.38%）。

〔面積、林野面積、林野率〕

区分	面積 (km ²)	林野面積 (km ²)	林野率 (%)
日光市	1,449.83	1,252.35	86.38
大田原市	354.36	152.66	43.08
那須烏山市	174.35	81.14	46.54
茂木町	172.69	110.73	64.12
塩谷町	176.06	113.85	64.67
那珂川町	192.78	123.42	64.02
過疎市町 計	2520.07	1834.15	72.78
	(39.33%)	(52.68%)	-
非過疎市町 計	3888.02	1647.58	42.38
	(60.67%)	(47.32%)	-
県 計	6,408.09	3481.73	54.33

- * 1 面積は、「令和2年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）」（国土地理院）による。
- * 2 林野面積は、「令和2（2020）年栃木県森林・林業統計書」（県環境森林部環境森林政策課）による。
- * 3 過疎市町計は、日光市（全域）、大田原市（全域）、那須烏山市（全域）、茂木町、塩谷町、那珂川町の数値の合計。
- * 4 過疎市町計、非過疎市町計欄の（ ）は、対県計比率。

ウ 他の特定地域の振興法に基づく指定地域等の状況

- 本県の過疎地域は、県の縁辺部の山間地等に位置し、交通条件等恵まれない環境にあることから、その多くが他の特定地域の振興法に基づく指定地域等にも該当している。

〔指定地域等の状況〕

(令和3(2021)年4月1日現在)

区分		振興山村	特定農山村	豪雪地帯	辺地
日光市	旧日光市	〔日光町及び小来川村〕	〔日光町及び小来川村〕	全域	有(6)
	旧足尾町	全域	全域		
	旧栗山村	全域	全域	全域	有(4)
	旧藤原町	〔藤原町及び三依村〕	〔藤原町及び三依村〕	全域	有(5)
大田原市	旧湯津上村				
	旧黒羽町	〔須賀川村及び両郷村〕	〔須賀川村〕		有(11)
那須烏山市	旧烏山町				有(1)
茂木町		〔逆川村〕	全域		有(10)
塩谷町		〔玉生村〕	〔玉生村〕		有(3)
那珂川町		〔大内村及び大山田村〕	〔大内村及び大山田村〕		有(3)
県内該当市町数		11	9	3	14(91)

*1 〔 〕は、指定が市町の一部の地域であるため、地域名(=旧市町村名)を記載。

*2 辺地欄の()は、辺地数。

エ 人口等の状況

(i) 人口

- 平成27年国勢調査における過疎地域人口は、100,580人である。
- 昭和50(1975)年から平成27(2015)年までの40年間に、非過疎地域人口が21.4%増加しているのに対し、過疎地域人口は35.0%減少している。これに伴い、県人口における過疎地域人口の割合は、昭和50(1975)年の9.1%から、平成27(2015)年には5.1%となっている。
- 過疎地域の5年毎の人口減少率は、昭和55(1980)年2.5%、昭和60(1985)年2.6%、平成2(1990)年3.5%、平成7(1995)年2.9%、平成12(2000)年5.6%、平成17(2005)年6.0%、平成22(2010)年8.3%、平成27(2015)年10.3%であり、平成7(1995)年までは3.0%前後で推移していたが、平成12(2000)年以降は、減少率が拡大している。
- 平成27(2015)年の人口密度は、非過疎市町481.9人/km²に対し、過疎市町は39.9人/km²である。

(ii) 人口構成

- 平成27(2015)年の高齢化率(65歳以上)は、非過疎地域が25.2%であるのに対し、過疎地域は35.3%である。なお、過疎地域においては、平成17(2005)年に既に28.0%と、平成27(2015)年の県平均の高齢化率を超えていた。
- また、昭和50(1975)年から平成27(2015)年までの40年間における高齢化率の上昇ポイントは、非過疎地域17.2ポイント、過疎地域24.4ポイントであり、過疎地域においては、非過疎地域の約1.4倍の速度で高齢化が進行している。

○過疎地域の若年者（15歳～29歳）比率は、昭和50（1975）年には21.8%だったが、平成27（2015）年には11.2%まで減少した。なお、非過疎地域の若年者比率も、昭和50（1975）年の25.2%から平成27（2015）年には14.1%まで減少したが、過疎地域においては平成17（2005）年に既に同程度の水準になっていた。

[人口動態]

区分	総人口A		増減率	若年者人口B (15～29歳)		高齢者人口C (65歳～)	
					比率B/A		比率C/A
旧日光市	S50	26,279		5,505	20.9%	2,380	9.1%
	S55	23,885	△ 9.1%	4,384	18.4%	2,826	11.8%
	S60	21,705	△ 9.1%	3,877	17.9%	3,117	14.4%
	H 2	20,128	△ 7.3%	3,570	17.7%	3,569	17.7%
	H 7	18,874	△ 6.2%	3,141	16.6%	4,070	21.6%
	H12	17,428	△ 7.7%	2,570	14.7%	4,450	25.5%
	H17	16,379	△ 6.0%	2,064	12.6%	4,880	29.8%
	H22	14,810	△ 9.6%	1,649	11.1%	4,993	33.7%
	H27	13,016	△ 12.1%	1,331	10.2%	5,138	39.5%
S50～H27			△ 50.5%				
旧足尾町	S50	6,948		1,076	15.5%	904	13.0%
	S55	6,007	△ 13.5%	872	14.5%	1,008	16.8%
	S60	5,556	△ 7.5%	648	11.7%	1,209	21.8%
	H 2	4,934	△ 11.2%	603	12.2%	1,355	27.5%
	H 7	4,380	△ 11.2%	447	10.2%	1,453	33.2%
	H12	3,797	△ 13.3%	351	9.2%	1,509	39.7%
	H17	3,248	△ 14.5%	267	8.2%	1,450	44.6%
	H22	2,763	△ 14.9%	185	6.7%	1,342	48.6%
	H27	2,178	△ 21.2%	139	6.4%	1,134	52.1%
S50～H27			△ 68.7%				
旧栗山村	S50	2,843		442	15.5%	303	10.7%
	S55	3,233	13.7%	619	19.1%	343	10.6%
	S60	3,004	△ 7.1%	508	16.9%	386	12.8%
	H 2	2,738	△ 8.9%	343	12.5%	500	18.3%
	H 7	2,623	△ 4.2%	322	12.3%	596	22.7%
	H12	2,411	△ 8.1%	284	11.8%	670	27.8%
	H17	1,933	△ 19.8%	191	9.9%	629	32.5%
	H22	1,726	△ 10.7%	157	9.1%	592	34.3%
	H27	1,265	△ 26.7%	100	7.9%	545	43.1%
S50～H27			△ 55.5%				
旧藤原町	S50	13,574		2,776	20.5%	1,080	8.0%
	S55	13,977	3.0%	2,610	18.7%	1,282	9.2%
	S60	13,256	△ 5.2%	2,375	17.9%	1,478	11.1%
	H 2	13,051	△ 1.5%	2,464	18.9%	1,718	13.2%
	H 7	13,300	1.9%	2,782	20.9%	2,144	16.1%
	H12	12,031	△ 9.5%	2,253	18.7%	2,514	20.9%
	H17	10,684	△ 11.2%	1,583	14.8%	2,909	27.2%
	H22	9,936	△ 7.0%	1,349	13.6%	3,074	30.9%
	H27	8,632	△ 13.1%	1,084	12.6%	3,240	37.5%
S50～H27			△ 36.4%				
旧湯津上村	S50	6,028		1,475	24.5%	720	11.9%
	S55	6,049	0.3%	1,243	20.5%	826	13.7%
	S60	6,022	△ 0.4%	962	16.0%	952	15.8%
	H 2	5,918	△ 1.7%	902	15.2%	1,104	18.7%
	H 7	5,691	△ 3.8%	935	16.4%	1,339	23.5%
	H12	5,402	△ 5.1%	946	17.5%	1,383	25.6%
	H17	5,103	△ 5.5%	854	16.7%	1,388	27.2%
	H22	4,782	△ 6.3%	623	13.0%	1,343	28.1%
	H27	4,360	△ 8.8%	460	10.6%	1,448	33.2%
S50～H27			△ 27.7%				
旧黒羽町	S50	18,952		4,937	26.1%	1,965	10.4%
	S55	18,565	△ 2.0%	4,022	21.7%	2,153	11.6%
	S60	18,469	△ 0.5%	3,219	17.4%	2,343	12.7%
	H 2	17,941	△ 2.9%	2,914	16.2%	2,739	15.3%
	H 7	17,689	△ 1.4%	2,874	16.2%	3,404	19.2%
	H12	17,034	△ 3.7%	2,965	17.4%	3,822	22.4%
	H17	16,681	△ 2.1%	2,791	16.7%	4,051	24.3%
	H22	14,837	△ 11.1%	2,193	14.8%	3,840	25.9%
	H27	13,438	△ 9.4%	1,663	12.4%	4,003	29.8%
S50～H27			△ 29.4%				

区分		総人口A	増減率	若年者人口B (15～29歳)	比率B/A	高齢者人口C (65歳～)	比率C/A
旧 鳥 山 町	S50	21,576		4,729	21.9%	2,429	11.3%
	S55	21,613	0.2%	4,148	19.2%	2,750	12.7%
	S60	21,571	△ 0.2%	3,676	17.0%	3,127	14.5%
	H 2	21,058	△ 2.4%	3,537	16.8%	3,657	17.4%
	H 7	20,288	△ 3.7%	3,428	16.9%	4,340	21.4%
	H12	19,408	△ 4.3%	3,198	16.5%	4,836	24.9%
	H17	18,547	△ 4.4%	2,774	15.0%	5,101	27.5%
	H22	17,296	△ 6.7%	2,199	12.7%	5,149	29.8%
H27	16,044	△ 7.2%	1,820	11.3%	5,556	34.6%	
S50～H27			△ 25.6%				
茂 木 町	S50	20,810		4,345	20.9%	2,756	13.2%
	S55	20,051	△ 3.6%	3,706	18.5%	3,083	15.4%
	S60	19,656	△ 2.0%	3,085	15.7%	3,312	16.8%
	H 2	18,934	△ 3.7%	2,782	14.7%	3,794	20.0%
	H 7	18,532	△ 2.1%	2,798	15.1%	4,453	24.0%
	H12	17,466	△ 5.8%	2,724	15.6%	4,871	27.9%
	H17	16,403	△ 6.1%	2,354	14.4%	4,991	30.4%
	H22	15,018	△ 8.4%	1,930	12.9%	4,788	31.9%
H27	13,188	△ 12.2%	1,285	9.7%	4,890	37.1%	
S50～H27			△ 36.6%				
塩 谷 町	S50	14,751		3,362	22.8%	1,555	10.5%
	S55	14,930	1.2%	2,995	20.1%	1,812	12.1%
	S60	15,148	1.5%	2,561	16.9%	2,047	13.5%
	H 2	14,898	△ 1.7%	2,484	16.7%	2,491	16.7%
	H 7	14,729	△ 1.1%	2,531	17.2%	2,946	20.0%
	H12	14,171	△ 3.8%	2,414	17.0%	3,211	22.7%
	H17	13,462	△ 5.0%	2,192	16.3%	3,415	25.4%
	H22	12,560	△ 6.7%	1,757	14.0%	3,489	27.8%
H27	11,495	△ 8.5%	1,430	12.4%	3,791	33.0%	
S50～H27			△ 22.1%				
那 珂 川 町	S50	23,061		5,033	21.8%	2,749	11.9%
	S55	22,704	△ 1.5%	4,418	19.5%	2,980	13.1%
	S60	22,671	△ 0.1%	3,848	17.0%	3,314	14.6%
	H 2	22,383	△ 1.3%	3,491	15.6%	3,884	17.4%
	H 7	21,774	△ 2.7%	3,389	15.6%	4,713	21.6%
	H12	20,999	△ 3.6%	3,356	16.0%	5,307	25.3%
	H17	19,865	△ 5.4%	3,016	15.2%	5,433	27.3%
	H22	18,446	△ 7.1%	2,439	13.2%	5,385	29.2%
H27	16,964	△ 8.0%	1,959	11.5%	5,769	34.0%	
S50～H27			△ 26.4%				
過 疎 地 域 計	S50	154,822		33,680	21.8%	16,841	10.9%
	S55	151,004	△ 2.5%	29,017	19.2%	19,063	12.6%
	S60	147,058	△ 2.6%	24,759	16.8%	21,285	14.5%
	H 2	141,983	△ 3.5%	23,090	16.3%	24,811	17.5%
	H 7	137,880	△ 2.9%	22,647	16.4%	29,458	21.4%
	H12	130,147	△ 5.6%	21,061	16.2%	32,573	25.0%
	H17	122,305	△ 6.0%	18,086	14.8%	34,247	28.0%
	H22	112,174	△ 8.3%	14,481	12.9%	33,995	30.3%
H27	100,580	△ 10.3%	11,271	11.2%	35,514	35.3%	
S50～H27			△ 35.0%				
非 過 疎 地 域 計	S50	1,543,181		389,354	25.2%	123,810	8.0%
	S55	1,641,197	6.4%	348,886	21.3%	148,375	9.0%
	S60	1,719,008	4.7%	333,944	19.4%	175,043	10.2%
	H 2	1,793,185	4.3%	366,949	20.5%	213,694	11.9%
	H 7	1,846,510	3.0%	385,353	20.9%	263,489	14.3%
	H12	1,874,670	1.5%	373,256	19.9%	311,933	16.6%
	H17	1,894,326	1.0%	328,976	17.4%	356,649	18.8%
	H22	1,895,509	0.1%	285,995	15.1%	404,201	21.3%
H27	1,873,675	△ 1.2%	264,570	14.1%	472,878	25.2%	
S50～H27			21.4%				
県 計	S50	1,698,003		423,034	24.9%	140,651	8.3%
	S55	1,792,201	5.5%	377,903	21.1%	167,438	9.3%
	S60	1,866,066	4.1%	358,703	19.2%	196,328	10.5%
	H 2	1,935,168	3.7%	390,039	20.2%	238,505	12.3%
	H 7	1,984,390	2.5%	408,000	20.6%	292,947	14.8%
	H12	2,004,817	1.0%	394,317	19.7%	344,506	17.2%
	H17	2,016,631	0.6%	347,062	17.2%	390,896	19.4%
	H22	2,007,683	△ 0.4%	300,476	15.0%	438,196	21.8%
H27	1,974,255	△ 1.7%	275,841	14.0%	508,392	25.8%	
S50～H27			16.3%				

* 人口は、国勢調査による。

(iii) 世帯

○非過疎市町の総世帯数は、平成12(2000)年から平成27(2015)年までの15年間に93,710世帯、16%増加しているのに対し、過疎市町の世帯数は1,928世帯、2.3%の増加にとどまっている。

○65歳以上の高齢者世帯の割合は、非過疎市町の18.5%に対し、過疎市町は22.1%であり、非過疎地域の割合を上回っている。

〔総世帯数及び高齢者世帯数の状況〕

(単位：世帯)

区分	総世帯				高齢者世帯 (H27)	
	H12	H27	増減数	増減率 (%)	世帯数	世帯数/総世帯数 (%)
	a	b	b-a	b/a	c	c/b
日光市	33,684	32,658	△1,026	△3.0	8,610	26.4
大田原市	25,044	28,753	3,709	14.8	4,458	15.5
那須烏山市	9,634	9,439	△195	△2.0	2,221	23.5
茂木町	5,036	4,572	△464	△9.2	1,274	27.9
塩谷町	3,817	3,696	△121	△3.2	837	22.6
那珂川町	5,806	5,831	25	0.4	1,363	23.4
過疎市町 計	83,021	84,949	1,928	2.3	18,763	22.1
非過疎市町 計	584,438	678,148	93,710	16.0	125,646	18.5
県 計	667,459	763,097	95,638	14.3	144,409	18.9

* 1 世帯数は、国勢調査による。

* 2 過疎市町計は、日光市（全域）、大田原市（全域）、那須烏山市（全域）、茂木町、塩谷町、那珂川町の数値の合計。

(iv) 今後の人口推計

○本県の人口は、平成17（2005）年の約201万7千人をピークに減少傾向が続いている。現在のような傾向が続いた場合、令和27（2045）年には、平成27（2015）年比で約21.0%減少することが見込まれている。

○この場合、非過疎市町の人口減少は約18.3%の減（令和27（2045）年推計：平成27（2015）年比）が予測されているのに対し、過疎市町では、約41.1%の減（令和27（2045）年推計：平成27（2015）年比）とこれまで以上に人口減少が進行するとともに、高齢者比率も高まること（令和27（2045）年推計：約46.8%）が予測されている。

〔今後の人口推計〕（単位：人）

区分	実績値				推計値		
	H17 総人口	H27 総人口	増減率	高齢者 比率	R27 総人口	H27⇒R27 増減率	高齢者 比率
	a	b	b/a		c	c/a	
過疎市町 計	254,196	227,537	△10.5%	30.6%	133,924	△41.1%	46.8%
非過疎市町 計	1,762,435	1,746,718	△0.9%	25.3%	1,426,695	△18.3%	36.5%
県 計	2,016,631	1,974,255	△2.1%	25.9%	1,560,619	△21.0%	37.3%

* 1 H17、H27の総人口の数値は、国勢調査による。

* 2 R27の総人口の数値は、「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立

社会保障・人口問題研究所)による。

* 3 過疎市町計は、日光市(全域)、大田原市(全域)、那須烏山市(全域)、茂木町、塩谷町、那珂川町の数値の合計。

オ 産業の状況

(i) 就業構造

○平成27(2015)年の過疎地域の就業人口は、50,671人であり、その産業別構成は第1次産業が5,674人(11.2%)、第2次産業が14,538人(28.7%)、第3次産業が29,714人(58.6%)である。非過疎地域と比較すると、第2次産業と第3次産業の比率はほとんど変わらないが、第1次産業の比率は高い状況である。

○昭和50(1975)年から平成27(2015)年までの40年間における就業人口の変化についてみると、過疎地域においては、総人口の大幅な減少(54,242人、35.0%の減)に伴い、就業人口も減少(30,132人、37.3%の減)しており、同期間に非過疎地域では、総人口の増加(330,494人、21.4%の増)に伴い、就業人口も増加(150,636人、19.8%の増)したのと対照的である。

○また、40年間の就業人口の変化を産業別にみると、第1次産業は、過疎地域、非過疎地域ともに大幅に減少している。第2次産業は、過疎地域で大幅に減少しているが、非過疎地域では大きな変化はない。第3次産業は、過疎地域で減少しているが、非過疎地域では大幅に増加している。

[産業別就業人口の動向]

(単位:人)

区分	就業人口A	第1次産業		第2次産業		第3次産業		区分不能	A/総人口
		人数B	B/A	人数C	C/A	人数D	D/A		
旧日光市	S50	13,459	614 4.6%	4,812 35.8%	7,999 59.4%	34	51.2%		
	H27	6,533	153 2.3%	1,363 20.9%	4,929 75.4%	88	50.2%		
	増減数(S50→H27)	△ 6,926	△ 461	△ 3,449	△ 3,070	54			
	増減率	△ 51.5%	△ 75.1%	△ 71.7%	△ 38.4%				
旧足尾町	S50	3,301	116 3.5%	1,916 58.0%	1,253 38.0%	16	47.5%		
	H27	842	18 2.1%	255 30.3%	563 66.9%	6	38.7%		
	増減数(S50→H27)	△ 2,459	△ 98	△ 1,661	△ 690	△ 10			
	増減率	△ 74.5%	△ 84.5%	△ 86.7%	△ 55.1%				
旧栗山村	S50	1,584	269 17.0%	474 29.9%	835 52.7%	6	55.7%		
	H27	720	37 5.1%	83 11.5%	589 81.8%	11	56.9%		
	増減数(S50→H27)	△ 864	△ 232	△ 391	△ 246	5			
	増減率	△ 54.5%	△ 86.2%	△ 82.5%	△ 29.5%				
旧藤原町	S50	7,195	453 6.3%	1,174 16.3%	5,544 77.1%	24	53.0%		
	H27	4,526	133 2.9%	679 15.0%	3,628 80.2%	86	52.4%		
	増減数(S50→H27)	△ 2,669	△ 320	△ 495	△ 1,916	62			
	増減率	△ 37.1%	△ 70.6%	△ 42.2%	△ 34.6%				

区分		就業人口A	第1次産業		第2次産業		第3次産業		区分 不能	A/ 総人口	
			人数B	B/A	人数C	C/A	人数D	D/A			
大田原市	旧湯津上村	S50	3,397	1,929	56.8%	713	21.0%	754	22.2%	1	56.4%
		H27	2,434	727	29.9%	671	27.6%	960	39.4%	76	55.8%
		増減数(S50→H27)	△ 963	△ 1,202	/	△ 42	/	206	/	75	/
		増減率	△ 28.3%	△ 62.3%	/	△ 5.9%	/	27.3%	/	/	/
	旧黒羽町	S50	9,329	3,679	39.4%	2,586	27.7%	3,060	32.8%	4	49.2%
		H27	6,505	1,042	16.0%	1,992	30.6%	3,306	50.8%	165	48.4%
		増減数(S50→H27)	△ 2,824	△ 2,637	/	△ 594	/	246	/	161	/
		増減率	△ 30.3%	△ 71.7%	/	△ 23.0%	/	8.0%	/	/	/
那須烏山市	旧烏山町	S50	11,122	2,624	23.6%	4,172	37.5%	4,314	38.8%	12	51.5%
		H27	7,803	680	8.7%	2,655	34.0%	4,400	56.4%	68	48.6%
		増減数(S50→H27)	△ 3,319	△ 1,944	/	△ 1,517	/	86	/	56	/
		増減率	△ 29.8%	△ 74.1%	/	△ 36.4%	/	2.0%	/	/	/
茂木町	S50	11,508	4,314	37.5%	3,863	33.6%	3,316	28.8%	15	55.3%	
	H27	6,638	857	12.9%	1,964	29.6%	3,731	56.2%	86	50.3%	
	増減数(S50→H27)	△ 4,870	△ 3,457	/	△ 1,899	/	415	/	71	/	
	増減率	△ 42.3%	△ 80.1%	/	△ 49.2%	/	12.5%	/	/	/	
塩谷町	S50	7,529	2,893	38.4%	2,252	29.9%	2,376	31.6%	8	51.0%	
	H27	6,041	824	13.6%	1,919	31.8%	3,191	52.8%	107	52.6%	
	増減数(S50→H27)	△ 1,488	△ 2,069	/	△ 333	/	815	/	99	/	
	増減率	△ 19.8%	△ 71.5%	/	△ 14.8%	/	34.3%	/	/	/	
那珂川町	S50	12,379	4,858	39.2%	3,964	32.0%	3,541	28.6%	16	53.7%	
	H27	8,629	1,203	13.9%	2,957	34.3%	4,417	51.2%	52	50.9%	
	増減数(S50→H27)	△ 3,750	△ 3,655	/	△ 1,007	/	876	/	36	/	
	増減率	△ 30.3%	△ 75.2%	/	△ 25.4%	/	24.7%	/	/	/	
過疎地域計	S50	80,803	21,749	26.9%	25,926	32.1%	32,992	40.8%	136	52.2%	
	H27	50,671	5,674	11.2%	14,538	28.7%	29,714	58.6%	745	50.4%	
	増減数(S50→H27)	△ 30,132	△ 16,075	/	△ 11,388	/	△ 3,278	/	609	/	
	増減率	△ 37.3%	△ 73.9%	/	△ 43.9%	/	△ 9.9%	/	/	/	
非過疎地域計	S50	762,662	154,087	20.2%	281,564	36.9%	325,291	42.7%	1,720	49.4%	
	H27	913,298	47,503	5.2%	281,582	30.8%	549,150	60.1%	35,063	48.7%	
	増減数(S50→H27)	150,636	△ 106,584	/	18	/	223,859	/	33,343	/	
	増減率	19.8%	△ 69.2%	/	0.0%	/	68.8%	/	/	/	
県計	S50	843,465	175,836	20.8%	307,490	36.5%	358,283	42.5%	1,856	49.7%	
	H27	963,969	53,177	5.5%	296,120	30.7%	578,864	60.1%	35,808	48.8%	
	増減数(S50→H27)	120,504	△ 122,659	/	△ 11,370	/	220,581	/	33,952	/	
	増減率	14.3%	△ 69.8%	/	△ 3.7%	/	61.6%	/	/	/	

* 就業人口及び産業別人数は、国勢調査による。

(ii) 農業、工業、商業の状況

○過疎市町における農業の状況を平成30(2018)年の農業産出額等でみると、耕地1ha当たりの年間産出額は244万9千3百円となっており、非過疎市町

の算出額 226万7百円をやや上回っている。

〔農業産出額等の状況（平成30（2018）年）〕

区分	耕地面積（ha） a	農業算出額（千万円） b	1ha 当たり農業算出額（万円） b/a
過疎市町 計	26,910	6,591	244.93
非過疎市町 計	96,290	21,768	226.07
県 計	123,200	28,359	230.19

- * 1 耕地面積は、「作物統計調査」（農林水産省）による。
- * 2 農業産出額は、「市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省）による。
- * 3 過疎市町計は、日光市（全域）、大田原市（全域）、那須烏山市（全域）、茂木町、塩谷町、那珂川町の数値の合計。

○工業の状況を令和元（2019）年の製造品出荷額等でみると、過疎市町の1事業所当たりの従業者数は46.91人であり、非過疎市町の50.35人に比べ、事業所の規模は小さいことが推測される。

○また、年間製造品出荷額は、過疎市町では1事業所当たり2億749万円、従業者1人当たり442万円であり、非過疎市町の1事業所当たり2億2,428万円、従業者1人当たり445万円をともに下回っている。

〔製造品出荷額等の状況（令和元（2019）年）〕

区分	事業所数 a	従業者数 （人） b	年間製造 品出荷額 （百万 円） c	1事業所当 たり従業者 数（人） b/a	1事業所当たり年 間製造品出荷額 （百万円） c/a	従業者数1人当た り年間製造品出荷 額（百万円） a/b
過疎市町 計	562	26,362	116,608	46.91	207.49	4.42
非過疎市町 計	3,587	180,611	804,504	50.35	224.28	4.45
県 計	4,149	206,973	921,112	49.89	220.01	4.45

- * 1 事業所数、従業者数、年間製造品出荷額は、「栃木県の工業（2019年工業統計調査結果報告書）」（県民生活部統計課）による。
- * 2 過疎市町計は、日光市（全域）、大田原市（全域）、那須烏山市（全域）、茂木町、塩谷町、那珂川町の数値の合計。

○商業の状況を平成28（2016）年の商品販売額等でみると、過疎市町の1事業所当たりの従業者数は5.6人であり、非過疎市町の7.77人に比べ、小規模な事業所が中心であると推測される。

○また、年間商品販売額は、1事業所当たり1億2,535万円、従業者1人当たり2,238万円であり、非過疎地域の1事業所当たり3億1,935万円、従業者1人当たり4,109万円を大きく下回っている。

〔商品販売額等の状況（平成 28（2016）年）〕

区分	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販 売額（百万 円）	1事業所当 たり従業者 数（人）	1事業所当 たり年間商 品販売額 （百万円）	従業者1人 当たり年間 商品販売額 （百万円）
	a	b	c	b/a	c/a	c/b
過疎市町計	2,309	12,934	289,428	5.60	125.35	22.38
非過疎市町計	16,063	124,832	5,129,733	7.77	319.35	41.09
県計	18,372	137,766	5,419,161	7.50	294.97	39.34

- * 1 事業所数、従業者数、年間商品販売額は、「平成 28 年度経済センサス」（経済産業省）による。
- * 2 過疎市町計は、日光市（全域）、大田原市（全域）、那須烏山市（全域）、茂木町、塩谷町、那珂川町の数値の合計。

カ 財政の状況

(i) 決算

○令和元（2019）年度における過疎市町の歳入決算の状況をみると、地方税の歳入総額に占める割合は29.3%で、非過疎市町の38.5%を大きく下回っている。また、地方公共団体の財源調整を行う地方交付税の歳入に占める割合は26.2%であり、非過疎市町の8.8%と比べ極めて高く、依存財源型の構成となっている。

○一方、歳出決算の状況を過疎市町と非過疎市町で比較すると、性質別の構成比は概ね同程度である。

〔歳入・歳出決算額の状況（令和元（2019）年度）〕

（単位：百万円）

区分		地方税	地方 譲与税	地方特例 交付金等	地方 交付税	国庫 支出金	県支出金	地方債	その他	合計
		過疎市町計	決算額計	32,603	1,217	434	29,097	11,930	7,423	9,225
	構成比	29.3%	1.1%	0.4%	26.2%	10.7%	6.7%	8.3%	17.3%	100.0%
非過疎市町計	決算額計	286,905	6,277	4,030	65,457	114,845	52,652	61,429	153,328	744,921
	構成比	38.5%	0.8%	0.5%	8.8%	15.4%	7.1%	8.2%	20.6%	100.0%
県計	決算額計	319,508	7,493	4,464	94,554	126,775	60,075	70,653	172,547	856,070
	構成比	37.3%	0.9%	0.5%	11.0%	14.8%	7.0%	8.3%	20.2%	100.0%

区分		義務的経費				投資的経費					その他の 経費	合計
		人件費	扶助費	公債費	普通建設事業費	災害復旧 事業費						
						単独事業	その他					
過疎市町計	決算額計	49,116	17,958	18,387	12,771	12,097	10,857	6,054	4,803	1,240	45,538	106,751
	構成比	46.0%	16.8%	17.2%	12.0%	11.3%	10.2%	5.7%	4.5%	1.2%	42.7%	100.0%
非過疎市町計	決算額計	323,369	105,069	162,064	56,236	118,116	110,847	53,456	57,392	7,268	266,942	708,426
	構成比	45.6%	14.8%	22.9%	7.9%	16.7%	15.6%	7.5%	8.1%	1.0%	37.7%	100.0%
県計	決算額計	372,485	123,027	180,451	69,007	130,213	121,705	59,510	62,194	8,508	312,480	815,178
	構成比	45.7%	15.1%	22.1%	8.5%	16.0%	14.9%	7.3%	7.6%	1.0%	38.3%	100.0%

- * 1 「市町村財政の状況」（県総合政策部市町村課）による。

- * 2 過疎市町計は、日光市（全域）、大田原市（全域）、那須烏山市（全域）、茂木町、塩谷町、那珂川町の数値の合計。
- * 3 計数は、それぞれ表示未満四捨五入のため、合計等において一致しない場合がある。

(ii) 財政力指数等

○市町村の財政力を示す指標である財政力指数（過去3ヶ年平均）の状況を見ると、過疎市町の平均は、平成17（2005）年度の0.53から、令和元（2019）年度には0.50に減少し、県平均の0.74と比べ著しく低く、過疎市町の財政力は脆弱な状況にある。

〔財政力指数の状況〕

区分		H17	H22	H27	R1
過疎市町	日光市	0.65	0.70	0.63	0.59
	大田原市	0.67	0.68	0.65	0.64
	那須烏山市	0.45	0.47	0.44	0.45
	茂木町	0.49	0.46	0.41	0.40
	塩谷町	0.49	0.47	0.45	0.47
	那珂川町	0.40	0.42	0.40	0.42
平均		0.53	0.53	0.50	0.50
県平均		0.74	0.75	0.72	0.74

- * 1 「地方公共団体の主要財政指標一覧」（総務省）による。
- * 2 財政力指数は、過去3ヶ年間平均の数値。
- * 3 過疎地域平均は、日光市（全域）、大田原市（全域）、那須烏山市（全域）、茂木町、塩谷町、那珂川町の単純平均。県平均は県内全市町の単純平均。

○地方債の元利償還金に充てられる公債費は、義務的経費の中でも特に非弾力的な経費であるため、公債費の増加は財政を圧迫することになるが、自治体の実質的な公債費負担の程度を示す実質公債費比率の状況を、令和元（2019）年度でみると、過疎市町平均は7.0%で、非過疎市町平均の5.4%より高い状況になっている。

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す将来負担比率の状況を、令和元（2019）年度でみると、過疎市町平均は28.6%で、非過疎市町平均の16.0%を大きく上回っている。

○非過疎市町との比率の差については、過疎地域でこれまで実施してきた地方債を活用したインフラ整備などの元利償還金の負担が大きいことが一つの要因であると考えられる。

〔実質公債費比率・将来負担比率の状況〕

区分	実質公債費比率		将来負担比率	
	H30	R1	H30	R1
過疎市町平均	7.3	7.0	28.2	28.6
非過疎市町平均	5.7	5.4	14.8	16.0
県平均	6.0	5.8	18.0	19.0

* 1 「市町村財政の状況」（県総合政策部市町村課）による。

* 2 過疎市町の数値は、日光市（全域）、大田原市（全域）、那須烏山市（全域）、茂木町、塩谷町、那珂川町の数値の平均。県平均は、県内全市町の単純平均。

（2）過疎対策の成果

- 本県の過疎地域は、県の縁辺部の山間地等に位置し、自然的・地理的条件の厳しい地域であり、交通通信体系や生活環境等の整備が立ち遅れていた。
- これらの地域では、日本経済の発展に伴う社会経済構造の変化を契機に、急激な人口減少、産業活動停滞が起り、地域社会の活力が低下していった。
- そのため、「過疎地域対策緊急措置法（昭和45（1970）～54（1979）年度）」、「過疎地域振興特別措置法（昭和55（1980）～平成元（1989）年度）」及び「過疎地域活性化特別措置法（平成2（1990）～11（1999）年度）」に基づき、過疎対策事業債等を活用しながら、地域間格差の是正等のため国・県道や基幹的市町村道等の交通通信体系や生活環境の整備などの各種対策を計画的に実施してきた。また、「過疎地域自立促進特別措置法（平成12（2000）～令和2（2020）年度）」に基づく計画期間においても、引き続き交通通信体系や生活環境の整備を中心に、過疎地域の住民生活の利便性向上等に努めてきたところである。

〔過疎対策事業費の状況〕

（単位：百万円）

区 分	過疎地域対策 緊急措置法 (S45～S54)	過疎地域振興 特別措置法 (S55～H1)	過疎地域活性化 特別措置法 (H2～H11)	過疎地域自立 促進特別措置 法 (H12～H21)	過疎地域自立 促進特別措置 法 (H22～R1)	合 計
	[10箇年]	[10箇年]	[10箇年]	[10箇年]	[10箇年]	
産業の振興	(23.3%) 10,679	(11.9%) 8,945	(9.5%) 10,796	(7.8%) 7,695	(20.2%) 15,600	(13%) 53,715
交通通信体系の整備	(61.6%) 28,242	(58.1%) 43,766	(54.9%) 62,608	(53.5%) 52,744	(37.5%) 28,864	(52.6%) 216,224
生活環境の整備	(6.6%) 3,032	(15.5%) 11,718	(23.1%) 26,390	(24.0%) 23,664	(18.5%) 14,290	(21.7%) 89,242
高齢者・その他の福祉			(3.2%) 3,619	(3.6%) 3,540	(3.9%) 2,989	
医療の確保	(0.2%) 90	(0.8%) 599	(0.6%) 675	(1.4%) 1,403	(4.7%) 3,599	(1.5%) 6,366
教育文化の振興	(7.5%) 3,441	(13.6%) 10,269	(6.3%) 7,161	(9.1%) 9,012	(12.5%) 9,614	(9.6%) 39,497
集落の整備・その他	(0.8%) 359	(0.1%) 66	(2.4%) 2,749	(0.6%) 576	(2.7%) 2,082	(1.4%) 5,832
計	45,843	75,363	113,998	98,634	77,038	410,876

- * 1 事業費は、過疎地域における県事業と該当市町村事業の計。
- * 2 過疎地域振興特別措置法（S55～H1）の欄は、旧粟野町分を含む。

○これらの対策により、過疎地域（大田原市及び那須烏山市を除く。）においては、市町村道の改良率及び舗装率、上水道普及率、生活排水処理人口普及率が向上され、交通体系や生活環境の整備等には一定の成果がみられた。

[市町村道改良率・舗装率、上水道普及率、生活排水処理人口普及率]

区分		市町村道改良率		市町村道舗装率		上水道普及率		生活排水処理人口普及率	
		H9. 4. 1	R2. 4. 1	H9. 4. 1	R2. 4. 1	H1. 3. 31	R2. 3. 31	H10. 3. 31	R2. 3. 31
日光市	旧足尾町	23.3%	55.8%	78.4%	68.7%	99.4%	99.4%	11.2%	82.8%
	旧栗山村	20.7%		21.2%		85.4%		26.2%	
茂木町		48.7%	59.6%	61.4%	71.7%	75.3%	99.3%	22.4%	65.3%
塩谷町		63.4%	75.1%	74.6%	80.3%	74.6%	87.2%	5.9%	39.7%
那珂川町		43.6%	56.2%	68.5%	88.2%	94.8%	96.5%	32.6%	74.0%
過疎市町平均		43.9%	61.7%	58.3%	77.2%	84.2%	95.6%	21.5%	65.5%
非過疎市町平均		58.1%	73.2%	75.9%	87.3%	84.9%	94.6%	51.1%	86.1%
県平均		57.2%	70.4%	74.8%	86.5%	84.9%	95.8%	50.2%	87.7%

- * 1 市町村道改良率・舗装率は、「道路現況調査」（県県土整備部道路保全課）による。
- * 2 上水道普及率は、「栃木の水道」（県保健福祉部生活衛生課）による。
- * 3 生活排水処理人口普及率は、「とちぎの下水道」（県県土整備部都市整備課）による。
- * 4 令和2年日光市の数値は、全域である。

(3) 今後の課題

- これまでの計画的な過疎対策の結果、交通体系や生活環境の整備に一定の成果が見られるものの、依然として、公共施設の整備・普及水準、工業・商業面において非過疎地域との格差が認められる。
- また、過疎地域では、大幅な人口減少とともに、高齢化が進行している。人口減少や高齢化の進行は、地域の担い手不足をはじめ、需要や労働力人口の減少等による経済規模の縮小や、経営不採算による民間交通の事業縮小、医師不足等日常生活環境の悪化をもたらし、ひいては、地域活力の低下を引き起こすことが懸念される。
- 特に過疎地域の中でも、地理的・地形的条件の厳しい集落においては、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域コミュニティ機能の維持が困難な集落の発生が予想され、将来、地域文化の消滅、空き家・耕作放棄地の増大、景観の荒廃など、深刻な状況に陥ることも危惧される。
- さらに、豊かな森林は、土砂流出の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止など公益的・多面的な機能を担っているが、地域活力の低下により、その機能低下も危惧されている。
- 一方、人々の意識、価値観、生活様式の多様化等により、過疎地域は、自然的・地理的な要因により各種条件の整備が遅れた地域として捉えられていたが、豊かな自然や特色ある地域文化を有する魅力ある地域、ゆとりと潤いの

ある生活空間、新たなライフスタイルを実現する場として見直されはじめている。

- また、デジタル技術の一層の進展は、若年層をはじめとした都市部から地方への移住・交流を拡大し、新規産業の創出の可能性を高めるなど、過疎地域を取り巻く環境は大きく変化している。
- こうした過疎地域を取り巻く状況を的確に捉え対応していくためには、地域間格差を是正するために従来から実施してきた道路をはじめとした生活環境基盤等のハード整備に加え、固有の地域文化、歴史遺産等を生かした地域おこし、6次産業化や地域資源ブランド化による地場産業の振興、デジタル技術を活用した新規産業の創出、豊かな自然環境や美しい景観等を活用した交流人口の拡大、U I J ターンの促進等の様々なソフト施策を展開するなど、人口減少や高齢化が進行する中でも、安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保され、住民が誇りと愛着を持ち続けられるような、活力溢れる地域づくりを推進する必要がある。
- さらには、近隣の都市部とネットワーク化を図り広域的な地域づくりの施策を推進し、より一層地域の個性に磨きをかけ、魅力ある生活空間としての特色を生かすよう努めていく必要がある。

2 過疎対策の基本的方向

- 過疎地域は、山林や伝統文化などの地域資源の維持保全に重要な役割を果たしており、都市部と共生・互惠の関係にあることから、過疎地域が健全に維持されていることは、過疎地域の住民の生活だけでなく、都市部を含めた県民全体の安全・安心な生活に寄与することになる。
- よって、本県においては、デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大から生じた意識・価値観の変化等の新しい時代の流れを的確に捉え、人口減少が進行する中でも、日常生活等に必要なサービスを確保し、地域の活力を維持するため各種施策を展開し、誰もが暮らしやすい「地域」を維持していくことを過疎地域の持続的発展の基本的方向とする。

Ⅱ 分野別の方針と対策

○過疎地域の持続的発展に向けた施策の分野別の方針と主な対策は以下のとおり。

1 移住・定住、地域間交流の促進及び人材育成

(1) 方針

- 過疎地域は、食糧供給や県土保全といった役割のみならず、新たなライフスタイルを実現する場としての存在価値が注目されていることから、地域資源を活用し、都市部を含めた他地域との交流を促進することは、農林業、地場産業の振興、地域内では気付いていない魅力的な資源の発掘等、地域発展の機会を創出し、地域住民の暮らしに活気や生きがいをもたらすなど、重要な地域活性化策の一つとなっている。
- また、他地域との連携を強化していくことは、単独の地域だけでは対応が困難な課題の効率的かつ効果的な解決につながるなど、住民の安全・安心な暮らしの確保のために必要な取組となっている。
- このため、交通通信基盤等の整備・利活用を図りながら、関係人口の創出・拡大や移住・定住を促進するとともに、体験型・滞在型観光の展開や、他地域との協力・連携体制の構築・拡充など、地域間交流・連携を積極的に拡大していく。
- さらに、若者の本県へのつながりを深め、地域を支える人材を育成するとともに、本県で暮らし働くことの魅力の発信等を通じて、ライフスタイルの多様化や地方への関心の高まりによって生まれた新しい人の流れを移住・定住へつなげていく。

(2) 対策

- 地域とのつながり・関わりを志向する若者等に向けた地域活動に関する情報の発信、農業体験への参加などの都市農村交流の促進等により、本県との継続的な関わりを有し、将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大を図る。
- デジタルツールの活用による本県での暮らしや移住に関する戦略的情報発信や移住・就農に関する相談対応、県内中小企業等と移住希望者とのマッチング、「空き家バンク」などの活用可能な空き家情報等の提供、テレワーカーへの移住体験機会の提供等により、移住検討段階から定住に至るまでの切れ目ない支援を行う。
- 地域間での各種機能へのアクセス機会の均等化等を図るため、幹線道路網の整備、都市部と過疎地域を結ぶ交通手段の確保、情報通信基盤の利活用、上下水道等生活環境基盤の改善等により、より多くの交流機会の提供による地域間交流の拡大に努めるとともに、互いの地域への理解や共感を深めるため、地域間の交流、連携のための体制づくりを推進する。
- 都市住民等の自然志向の高まりや、首都圏に位置しているという有利な地理的条件を生かし、自然とのふれあいや地域資源である農林業資源を活用したグリーン・ツーリズムの推進や、広域的な観光地域の形成のため周辺地域との連携に努める。
- 地域課題の解決を図り、活力ある地域を維持していくため、地域づくりの核

となる担い手の確保・育成に取り組む。

2 産業の振興

(1) 方針

- 人々の就業に対する意識、価値観やライフスタイルの多様化、交通通信体系の整備、情報化の進展により、過疎地域においても、その地域ならではの資源や都市部も含めた様々な主体間の交流等を生かした産業振興が十分可能な状態になっている。
- また、近年のデジタル技術の急速な進展は、生活様式に大きな変化をもたらすとともに、新たなビジネスモデルの創出など、将来にわたって活力のある社会の実現につながると期待されている。
- こうした状況を踏まえ、今後は、基幹産業である農林水産業の振興を図りつつ、以下のような多様な産業振興を図るための取組を進めていくことが、過疎地域の活性化に有効であると考えられる。
 - －地域資源を活用した新しい交流型産業(ツーリズム産業等)の推進・育成
 - －地域の特性や地域資源を有効に活用した創業や新分野進出の促進
 - －農林漁業生産と加工・販売の一体化による農林水産業の6次産業化
 - －コミュニティビジネス等の地域密着型産業の育成
 - －デジタル技術を活用した農林産品等販売の新たな市場の開拓支援
 - －立地自由度の高い業態企業等の誘致
 - －整備が進められてきた交流拠点や遊休施設等を生かした新たな流通・販売チャンネルの構築支援
- なお、産業の振興にあたっては、以下の点にも留意して進めていく。
 - －「新とちぎ産業成長戦略」との整合性
 - －自然環境の保護、景観の保全・形成
 - －既存産業の後継者の育成
 - －新たな産業を支える人材の確保(定着、拡大)

(2) 対策

ア 農林水産業の振興

- 農林道・ほ場等の生産基盤整備や先端技術を活用した機械・施設の導入等による経営の合理化・効率化、集団化・組織化等の促進などにより、生産構造の改善を図り経営の安定化に努める。
- 果樹、野菜、花き等の地域の特色ある農産物、木材及びきのこの等の特産物の地域ブランド化、新商品化を図るとともに、生産加工流通体系を整備し、長期的安定経営を目指す。
- 農林業者の経営管理能力や生産技術の向上を図るため、情報提供や実地指導等の充実とともに、農林業事業体の育成強化により、多様な農林業の担い手の育成確保に努め、森林の総合利用、観光農林業の育成等を推進する。
- 森林資源の持続可能な利用のため、森林ボランティア活動、景観保全活動等の森林整備のためのソフト事業を展開する。
- 地域資源を生かした、6次産業化や農商工連携を図るとともに、グリーン・ツーリズム、農林業体験を推進する。

- エネルギー利用等、森林資源のフル活用に向けた取組を促進していく。
- 民間や住民団体等が主体となって展開するコミュニティビジネス、地産地消の取組、地域産物を消費者に直送する取組等の支援を行っていく。

イ 商工業の振興

(i) 地場産業振興

- 本県の過疎地域における地場産業としては、以下のようなものがある。
 - －日光市：日光彫、湯波、羊羹、足尾焼、わさび、きのこ、高冷地野菜、溪流魚、山菜等加工品、木材加工品、そば、夏秋いちご、和牛・乳用牛
 - －大田原市：黒羽茶、鮎、北限の紅茶、地酒、与一和牛加工品、黒羽藍染、ヨーグルト・乳製品、ジャム、味噌、麴製品、栃木三鷹（唐辛子）
 - －那須烏山市：烏山和紙、中山かぼちゃ加工品、うどん、八溝そば、地酒、鮎
 - －茂木町：木材加工品・竹細工、ゆず・いちご等加工品、米粉加工品、和菓子、ジェラート、鮎、ワイン
 - －塩谷町：地酒、しめ縄
 - －那珂川町：小砂焼、手づくりハム、武茂の里アイス、鮎、八溝ししまる（イノシシ肉）、里山ほんもろこ、温泉トラフグ、マコモタケ
- これらの特産品は、原料や製法上の制約から少量の生産・販売に止まっているが、今後は、原料の確保、設備の更新、人材の確保や育成を図るとともに、デジタル技術を活用したPR活動の強化や注文販売等その形態にあった販売方式導入などにより、市場の開拓に努める。
- また、産学連携や農商工連携等の垣根を越えたアイデア結集による新たな地域産品や商品デザインの開発を進め、商品の差別化・高付加価値化を図り、商品イメージの向上やブランド化を推進する。
- 伝統工芸品等については、技術・技法の伝承を図り、後継者の育成に努める。

(ii) 創業等促進

- 地域の特性や地域資源を有効に活用しながら、既存の地域産業を発展させるとともに、創業や新分野進出の促進も図り、地域経済を活性化していく。
- このため、創業等に関する相談、研修・セミナーの開催、経費に対する融資、各種支援制度等に関する情報提供などを行い、創業前から創業の初期段階までを一貫して支援する総合的な創業支援を実施する等、創業や新分野進出の促進に努める。

(iii) 商業振興

- 商業・サービス業の振興は、住民生活の利便性を確保するためだけでなく、過疎地域の持続的発展を図るために重要である。また、商店街は、身近な購買機会の提供の場であることはもとより、地域活動や地域の文化・伝統の担い手といった役割も大きくなっている。
- このため、個店の経営力の強化を図るとともに、地域住民や観光客等消費者

の多様化するニーズや嗜好に対応した、商店街等の取り組む魅力創出への支援に努める。

(iv) 企業誘致

- 過疎地域における所得の増加と雇用機会の増大（特に地域の将来を担う若者の就業機会の確保）を図るため、自然環境の保全や農林漁業等の地域の地場産業との連携・調和に配慮しながら、工業用地の確保等工業の立地条件の整備を進め、積極的な企業誘致に努める。

ウ 情報通信産業の振興

- IT企業による県内企業への新たな製品・サービスの提供や活用の支援を通じて、県内企業の生産性向上とIT企業の付加価値創出を実現するため、IT企業における先端技術の導入を支援する。
- 高度化するデジタル技術と、県内企業のデジタル化に向けた人材の不足に対応するため、IT企業及びユーザー企業における人材を育成する。
- IT産業における人材を確保するため、IT企業と学生の交流を図り、IT産業への就労を促進する。

エ 観光の振興

- 観光は、それぞれの地域が持っている自然や産業、独自の歴史や文化等の資源を生かしながら、人々の生きがいや安らぎを生み出し、交流人口の増加にも寄与するものであり、地域の振興に不可欠な分野となっている。
- このため、本県では、「とちぎ観光立県戦略」に基づき、様々な観光関連施策を展開し、観光振興による交流人口の拡大や地域の活性化に取り組んできたところである。
- 本県は、東京と近接しているという有利な地理的条件に加え、以下のような豊かで美しい自然、様々な観光施設、伝統ある歴史・文化を有するなど恵まれた環境を備えている。
 - －日光市：世界遺産「日光の社寺」、ラムサール条約湿地「奥日光の湿原」、中禅寺湖、湯の湖、華厳ノ滝、日光国立公園、銅山観光施設、わたらせ渓谷鐵道(株)、足尾環境学習センター、豊かな湯量と多種多様な泉質を誇る温泉（奥日光湯元、中禅寺、鬼怒川、川治、湯西川、川俣、奥鬼怒等）、龍王峡、野岩鐵道(株)、鬼怒川上流ダム群、鬼怒沼、平家の里、川俣温泉間欠泉
 - －大田原市：芭蕉の里くろばね紫陽花、黒羽観光やな、栃木県なかがわ水遊園、上侍塚・下侍塚古墳、清流那珂川、八溝県立自然公園、なす風土記の丘湯津上資料館、歴史民俗資料館、芭蕉公園・芭蕉の広場・芭蕉の館、黒羽城址公園、雲巖寺、御亭山、大雄寺、光丸山法輪寺、磯上の山桜、黒羽温泉五峰の湯・湯津上温泉やすらぎの湯、くらしの館・ふるさと物産センター、大田原ツーリズム農家民宿
 - －那須烏山市：ユネスコ無形文化遺産「烏山の山あげ行事」、那珂川県立自

然公園、龍門の滝、烏山城跡、清流那珂川、近代化遺産（境橋、どうくつ酒蔵ほか）、国見観光果樹園

- 一 茂 木 町：益子県立自然公園、那珂川県立自然公園、清流那珂川、大瀬観光やな、真岡鐵道(株)、ツインリンクもてぎ、昭和ふるさと村、ミツマタ群生地、美土里農園、道の駅もてぎ、ふみの森もてぎ、鎌倉山、焼森山、城山公園、棚田の里
- 一 塩 谷 町：日光国立公園、尚仁沢湧水群、交流促進センター、イヌブナ自然林、佐貫石仏、東古屋湖、大滝、星ふる学校くまの木、籠岩、和氣記念館
- 一 那 珂 川 町：八溝県立自然公園、清流那珂川、馬頭広重美術館、馬頭温泉郷、那須小川古墳群、ふるさとの森公園（なす風土記の丘資料館、那須官衙遺跡）、鷲子山上神社、小砂地区（日本で最も美しい村連合加盟）、カタクリ山公園、イワウチワ群生地、道の駅ばとう、御前岩、まほろばキャンプ場

- 「新とちぎ観光立県戦略」に基づき、これらの発展可能性及び魅力ある観光資源を有効に活用しながら、各地域の持つ特性を生かした観光地づくりを進め、地域振興につなげていく。

3 情報化の推進

(1) 方針

- デジタル技術は、過疎地域の地理的条件不利性を克服し、産業、文化、若年層の定住促進等の他分野の振興及び地域間格差の解消を図る上で、有効な手段であるばかりでなく、人口に比して広大な面積を持つ過疎地域において、保健・福祉・医療、教育等の各種行政サービスを効率的に提供する上でも、大きな役割を果たすものである。
- このため、これまで各過疎地域において着実に情報通信環境の整備を進めてきたところであり、今後は、整備済のインフラの利活用方策について、生活環境の向上や、産業、文化、都市交流等の分野での活用による地域の自立・活性化等、様々な面で便益が最大に発揮されるよう、各地域の実情に応じた施策を実施していく。

(2) 対策

ア 情報通信環境の整備

- デジタル技術は、住民に対する情報提供だけでなく、双方向通信機能を有しているため、地域の振興を図る上で有効な手段として位置づけられており、これらを積極的に活用して、住民の生活・福祉の向上や増進等を図ることは極めて重要である。
- このため、これまで官民で整備してきた光ファイバー網、CATV、移動通信施設など、基盤となる情報通信施設の適切な利活用を図っていく。

イ デジタル技術の活用

- デジタル化の進展は、これまで地理的条件から過疎地域に生じていた時間や

距離の制約等を克服し、新たなコミュニケーションの形成、地域間交流の拡大、地域文化の振興、地場産業の振興及び新たな産業の創出等を実現する可能性を持っている。

- 今後とも、既存の技術に加え5Gに代表される新しいデジタル技術を活用して、効率的な行政事務の執行を推進するとともに、医療や教育などの分野における活用や、高齢者の安否確認、買い物支援、生活情報伝達などの住民サービスの向上を図っていく。
- 引き続き、情報通信環境がより充実するよう官民連携して取り組むとともに、これを十分に使いこなせるように住民の情報リテラシー向上のための普及・啓発活動を推進していく。

4 交通施設の整備及び交通手段の確保

(1) 方針

- 過疎地域における道路等交通体系は、過疎対策の法律等に基づき整備を推進してきた結果、一定の改善が図られたが依然低位な水準にある。
- 人口減少が急激に進み、行政や医療、福祉、商業などの生活に必要な各種サービスを維持し、効率的に提供していくことが必要となり、さらに、巨大地震の切迫や風水害の局地化・激甚化も懸念される中、大規模災害時の救急救命活動や復旧支援活動のために、道路等交通体系の整備の必要性はますます高まってきている。
- このため、「コンパクト＋ネットワーク」や国土強靱化の考え方に基づき、地域拠点を連携する道路の整備を推進するとともに、道路の災害対策等を推進し、代替性が確保された道路ネットワークの形成に努める。
- 過疎地域の中でも、人口規模が小さく分散居住している地区では、利用者減少による採算性の問題から、バス路線が廃止・縮小されている等、地域公共交通の状況は年々厳しさを増しており、通院や通学など住民生活を支える地域交通の確保・充実が極めて大きな課題となっている。
- このような状況の中、令和2（2020）年11月に地域公共交通活性化再生法が改正され、原則全ての自治体において地域公共交通計画を策定することが努力義務化されたところであり、地域の輸送資源を総動員して、関係機関と連携の上、地域の実情に応じた持続可能な公共交通サービスの確保・充実に取り組んでいく。

(2) 対策

ア 道路の整備

(i) 国・県道の整備

- 地域の成長を促し、人口減少を克服するため、道の駅等による地域拠点機能の強化及び拠点間を連携する道路ネットワークの整備や老朽化対策等を推進する。
- 県内外の拠点を結び、広域的なネットワークを形成する幹線道路の整備に加え、災害発生時の被害を低減するための減災ネットワーク道路及び避難所周辺道路の拡幅整備や災害対策等を推進する。

(ii) 市町村道の整備

- 市町村道は、各種公共施設への連絡や県道等との有機的結合等地域住民の日常生活に極めて重要な機能を果たしているが、その整備は立ち遅れが目立っていることから、日常生活の利便性向上を図るため、過疎地域の状況にあわせた整備を促進する。

(iii) 農道、林道の整備

- 農林産物の流通の合理化、経営の近代化、農耕車両等の安全の確保、集出荷体制の確立、森林の適正管理、森林の総合的な利用を図るために農道・林道の整備を推進する。

(iv) その他道路全般に関する対策

- 産業の振興に資する市町管理の基幹的な林道の整備については、緊急度の高い路線から、順次整備を推進する。
- 既に整備された道路構造物等については、長寿命化を図るなど適切に補修・管理に努めるとともに、今後の維持管理が容易で効率的になるよう技術改善を図る。

イ 生活交通の確保

- 鉄道や地方バス路線は、通勤・通学等地域住民の生活に不可欠な交通機関であるが、第三セクター鉄道である真岡鐵道(株)、野岩鐵道(株)及びわたらせ渓谷鐵道(株)並びに地方バス路線は、自動車の普及等により経営が厳しい状況にある。
- このため、事業の合理化等による経営の安定化と利便性の向上による利用の促進を図ることにより、地域住民の交通手段の確保に努める。
- また、既存のバス路線の廃線、維持困難等により生活交通が整っていない地区については、地域のコミュニティバス、デマンドバス、乗り合いタクシー、自家用有償旅客運送である地域共助型生活交通の導入、スクールバス、福祉バスの生活交通への活用等を進めることにより、身近で使い勝手の良い交通手段の確保に努める。

5 生活環境の整備

(1) 方針

- 上水道、下水道等の生活環境インフラについては、過疎地域においても、安全・安心な生活を続けるために不可欠な基盤であることから、これまでも重要な過疎対策の柱の一つとして整備に取り組んできたところである。
- しかしながら、地域的な制約等により、一部整備が進んでいない地区もあることから、今後は、地域の実情に応じた施設の整備やその維持管理方策について、計画的・効率的な措置を行い、過疎地域住民のシビルミニマムの確保を図る。

(2) 対策

ア 水道等の整備

○地域住民の要請や地域の実情を踏まえ、多様な水供給手法を検討し、供給体制の整備を図るとともに、老朽化した施設の改修や耐震化を図る。

イ 生活排水処理施設等の整備

○水源地域や河川の上流部に位置する地理的条件から、河川の水質汚濁防止、自然環境の保全、観光環境の快適性の確保及び地域社会における健康で快適な生活環境の確保を図るため、県が策定した「栃木県生活排水処理構想」に基づき、地域の特性に応じて、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の計画的な整備を推進する。

ウ ごみ処理施設の整備

○過疎地域の環境衛生の向上を図るため、ごみの減量化、再資源化を推進する。なお、ごみ処理施設については、「栃木県資源循環推進計画」に基づき、各地域ブロック単位で、現有施設の更新時期等に配慮しながら、安全性・利便性の高い施設の整備を推進する。

エ 消防・救急施設の整備

- 過疎地域における消防ポンプ車、防火水槽等の設備は徐々に整備されつつあるが、消防団員の高齢化や昼間災害時の人的不足等による消防力の低下が懸念されている。このため、消防設備の整備や消防団員の確保等の人的充実等、消防力の向上を支援する。
- 災害、交通事故、急病等の緊急時の要請に迅速に対応するため、救急救命士の育成、更にヘリコプターによる救急搬送等、救急業務の高度化の推進に努める。
- なお、過疎地域における消防・救急・防災施設等の整備については、広域的観点に立って、規模や利用効率を考慮した効果的な配置とする。

オ その他の対策

○既に整備された水道、排水処理施設、ごみ処理施設、消防・救急施設については、損傷・劣化等を把握し、適切に補修・管理に努めることで長寿命化を図る。

6 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 方針

- 近年、未婚化や晩婚化などによる急速な少子化の進行、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加など、様々な問題が生じている。
- 本県においては、子育て環境について、幼児教育・保育の無償化や保育所等の整備などにより、経済負担の軽減や保育サービスの充実を図ってきたが、子育てに関する負担感や不安感の解消に向けた一層の取組が必要となっており、「とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）」に基づき、過疎地域においても、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めていく。

- 過疎地域においては、高齢化率が高いこともあり、高齢者が、豊富な経験や受け継いできた知恵・技を生かして地域活性化に貢献している事例が多い。よって、今後、過疎地域における高齢者一人ひとりが安心して住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、高齢者を支える仕組みをつくっていくことは、地域活性化のためにも重要である。
- 本県においては、令和3（2021）年3月に栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（八期計画）」を策定し、「生きがいつくりの推進」、「介護予防・日常生活支援の推進」、「介護サービスの充実・強化」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「介護人材の育成・確保」、「安全・安心な暮らしの確保」の7つの柱を軸に、「とちぎで暮らし、長生きしてよかった」と思える社会の実現を目指し、様々な高齢者支援施策を展開することとしている。
- 本県の過疎地域においても、上記計画及び市町村が定める老人福祉計画や介護保険事業計画等に基づき、保健福祉対策や生きがい対策などの各種施策を計画的、総合的に推進していく。
- また、児童・障害者については、過疎地域の実情に応じた幼児期の教育や、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者支援サービス等、各種施策を積極的に推進する。

〔栃木県内の高齢化率の高い市町〕

順位	市町名	H27 高齢化率
1	茂木町	37.1%
2	那須町	34.6%
3	那珂川町	34.0%
4	那須烏山市	33.1%
5	塩谷町	33.0%
6	日光市	32.5%
7	足利市	30.3%
8	芳賀町	28.9%
9	栃木市	28.8%
10	矢板市	28.3%
	県平均	25.9%

* 国勢調査の数値を元に作成。

（2）対策

ア 子育て環境の確保

- 結婚、妊娠・出産、子育てへの支援については、各段階に応じた切れ目のない支援を進めることにより、若い世代が希望する時期に結婚ができ、かつ、希望する人数の子どもを持つことができる環境づくりを推進する。
- 県、市町、企業、関係機関等の連携による母子のニーズや状態等に応じた子育て支援や不妊に係る治療費の助成や不妊専門相談センターにおける相談の実施など総合的な母子保健サービスを通じて、地域全体で子育てを支援する。
- 地域の実情や保育需要を踏まえた、保育所等の整備促進や再就職支援やキャリアアップ研修等による保育人材の確保・育成、休日保育、病児・病後児保

育等の多様な保育サービスの充実を図る。

- 切れ目ない子育て支援の拠点となる市町の「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進や市町が行う放課後児童クラブ等の子ども・子育てサービスへの支援、県民総ぐるみでの子育て支援の気運の醸成等子育てを地域全体で支える環境づくりを推進する。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

- 過疎地域における特性を十分に踏まえた上で、高齢者が心身の状態に応じた各種在宅での保健福祉サービスを適時、適切に受けられるよう、介護保険制度等の円滑な実施に向けた体制の整備に努めるとともに、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、介護サービス基盤等の整備を推進していく。

なお、施設サービスについては、地域の実情を踏まえ、関係市町との連携をもとに、広域的な観点に立った施設配置や利活用に努める。

- 生きがい対策としては、「とちぎ生涯現役シニア応援センター」（愛称「ぷらっと」）において、社会貢献活動から就労まで、多岐にわたる高齢者の社会参加ニーズにワンストップで対応し、相談や情報提供等を行うとともに、社会参加に意欲を持つ高齢者のための魅力ある老人クラブの育成とその活動の活性化や、高齢者のボランティア活動の普及に努めるなど、高齢者が積極的に社会参加できるような環境づくりを進める。また、就業を希望する高齢者が蓄積してきた知識や技能を提供するシルバー人材センターの充実を図るとともに、高齢者の多様化・高度化する学習ニーズに対応する学習の場の提供に努める。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどの介護サービスの整備を図るとともに、高齢者向け住宅の普及、介護福祉機器の普及及びマンパワーの養成・確保に努める。
施設サービスが必要な高齢者のための特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等については、地域の実情に配慮し、市町と十分調整を図りながら計画的に整備を促進していく。
- また、一人暮らし・夫婦のみ世帯の高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、見守り活動やサロンづくりなどを支援するとともに、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会等のコーディネートにより、自治会、民生委員、住民ボランティア、医療機関、介護サービス事業者等のネットワークを構築し、地域における支え合いの推進を図る。
- 次代を担う子どもたちが豊かな人間性や思いやりの心を身に付け、心身共に健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域社会が連携・協力しながら、教育環境等を整備・充実させるとともに、母子保健医療対策の充実、青少年の健全育成に取り組む。
- 障害者の自立と社会参加を支援するため、医療、福祉、教育等の各分野におけるリハビリテーションの充実や障害福祉サービス等の充実を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域づくりや障害福祉サービスを担

う人材の育成・確保のため、各種施策を推進する。

7 医療の確保

(1) 方針

- 医療は、地域で健やかに安心して生活するための基礎的条件となることから、その確保は、地域社会の維持・存続を図る上で欠くことのできない対策である。医療資源に限られるへき地においては、人口減少や少子高齢化が進む中、患者の受療動向等を踏まえながら、継続的に医療提供が行われるよう、着実な人材育成や効率的な医療提供体制の構築が求められている。
- 本県においては、令和3（2021）年3月に中間見直しを行った「栃木県保健医療計画（7期計画）」に基づき、へき地医療支援機構の助言・調整の下、巡回診療事業等を実施するとともに、へき地診療所やへき地医療拠点病院の施設・設備の充実を図るなど、へき地医療提供体制の維持・確保に努めることとしている。
- 今後も、地域住民が安心して医療を受けられるよう、上記計画に基づき、各過疎地域における諸条件に対応した適切な医療体制の整備を進める。

(2) 対策

ア 医療確保

- 令和3（2021）年4月時点での過疎地域における無医地区及び無医地区に準ずる地区（以下「無医地区等」という。）の状況は、日光市6地区、大田原市4地区、那須烏山市3地区、茂木町2地区、那珂川町4地区である。
- 無医地区等については、毎年度策定するへき地医療支援計画に基づき、巡回診療事業などの各種施策を実施する。
- 自治医科大学卒業医師及び獨協医科大学栃木県地域枠医師をへき地診療所及びへき地医療拠点病院に派遣するとともに、へき地での医療の質の向上及び専門的な医療との連携を促進する。
- 医療や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域社会や家庭において安心して在宅生活を送れるよう、医療、介護、福祉の連携による在宅医療提供体制の充実を図る。
- 重篤な患者が発生した場合については、ドクターヘリを活用し、医師と看護師をいち早く派遣することで初期治療の早期実施や迅速な医療機関への搬送など、適切な対応を行う。

イ 歯科医療確保

- 令和3（2021）年4月時点での過疎地域における無歯科医地区及び無歯科医地区に準ずる地区（以下「無歯科医地区等」という。）の状況は日光市10地区、大田原市4地区、那須烏山市3地区、茂木町2地区、那珂川町3地区である。
- 無歯科医地区等については、関係団体又はへき地医療拠点病院が行う歯科衛生士の配置・訪問に係る取組等を支援することにより、歯科保健医療の確保を図る。

8 教育の振興

(1) 方針

- 教育は、一次医療と並んで、過疎地域においても不可欠な基本的な生活サポート機能であり、特に若年層を中心とした人口の定住を図る上では、過疎地域に住んでいても子どもの教育に影響を及ぼさない対策が必要である。
- 本県における教育行政の基本方向は、「栃木県教育振興基本計画2025」において示している。過疎地域においても、これに基づき、学校教育の充実をはじめとする様々な施策を展開していく。また、地域の活性化に寄与するよう、生涯学習・社会教育を推進し、住民の学習の機会の充実や、学びを通じた住民同士の交流、学習の成果を生かした地域活動等の促進を図る。
- さらに、学校の老朽化が進んでいること、また小規模校が存在することから、こうした状況も配慮した対策を行っていく。

(2) 対策

- 公立小中学校等教育施設の整備については、従来の改築・改修等に加え、より効果的かつ効率的な長寿命化による改修を促進していく。
- さらに、小規模校においては、児童生徒数の動向等を的確に把握し、地域の実情に応じた適正規模を確保しつつ、特色を生かした学校施設・設備の整備を推進する。
- 住民の多様なニーズに対応できる体育館・各運動施設等の社会体育施設や図書館・公民館等の社会教育施設及び福祉・農林業・商工労働等に係る各社会教育関連施設について、近隣地域の施設との相互利用等、広域的な連携に配慮しながら、総合的な活用の促進を図る。また、社会教育活動への積極的な参加を促すためのプログラムの開発に取り組むほか、様々な社会教育関係団体や企業、高等教育機関との連携を促進することにより、多様な学習機会の確保に努める。
- 情報化の推進については、GIGAスクール構想により整備されたネットワークやコンピュータの活用を推進するとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実が図れるよう教員のICT活用指導力の向上に努める。
- 学校の段階に応じたふるさとについて理解を深める学習を推進し、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、将来、地域で活躍する人材の育成を推進する。

9 集落機能の維持・活性化

(1) 方針

- 本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、過疎地域の集落を取り巻く状況は厳しさを増しており、担い手不足、地域コミュニティの崩壊や耕作放棄地の増大、森林の荒廃、貴重な地域文化の消滅等が社会問題となっている。
- 過疎地域が、今後とも、都市部では得ることのできない良好な生活空間や新たなライフスタイルを実現する場として維持されるためには、地域における最も基本的な生活単位である集落の維持が不可欠である。
- 人口減少に伴い過疎地域を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、過疎地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな

生活が将来にわたって確保されるよう努める。

(2) 対策

- 過疎地域に点在する山間集落の多くは戸数が少なく、本格的な少子高齢化や人口減少により、集落機能の維持はもとより、地域活力の一層の低下が懸念される。
- このため、地域社会の基礎単位としての諸機能を保持できるよう、「小さな拠点」の形成等の施策を推進し、住民の日常生活に必要な生活環境の整備、医療の確保、基幹集落との交通通信環境の改善などを促進していく。
- 集落の維持・活性化を図るためには、住民自身が集落の現状を十分に把握し、集落の問題を自らの課題として捉える必要があることから、自治会等の地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援し、自ら集落の将来像を描くことができるよう、積極的にサポートしていく。
- 集落の自主的・自発的活動を促進するためには、外部人材の力を借りることも有効な手段であることから、国が行う「地域おこし協力隊」、「集落支援員」等の人的支援制度の積極的な活用を促進していく。
- 住民が郷土の魅力を再発見・再認識し、自らの創意工夫により持続的発展が図られるよう、地域資源を生かした取組や、地域コミュニティの強化、地域間交流の促進を図っていく。

10 地域文化の振興

(1) 方針

- 人々の意識、価値観、生活様式の多様化により、人々が心の豊かさ、新たなライフスタイルを実現する場を求めている現在、地域文化は、地域の個性の創出に欠かすことのできない大切な要素となっている。また、地域文化は、地域の特色を表すとともに地域のアイデンティティを形成し、地域住民が自らの地域に誇りと愛着を持つ契機となり、個性的で多様な地域づくりを支える重要な柱の一つとなっている。
- 本県においては、平成20（2008）年3月に、総合的な文化振興施策を推進し、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会を実現することを目的に、栃木県文化振興条例を制定した。また、令和3（2021）年2月に「栃木県文化振興基本計画（第2期）」を策定し、『みんなで育み、誇る「とちぎの文化」』を基本目標に、「とちぎの文化を担う人づくり」、「とちぎの文化に親しむ環境づくり」、「とちぎの文化を活かした地域づくり」の3つの方向性で施策を展開している。
- 本県の過疎地域においても、この条例、計画の考え方を十分に踏まえ、地域に受け継がれてきた貴重な伝統文化や文化財の保存・活用を図るとともに、地域文化の振興をとおして、住民が自信、誇り、愛着を保持・創出できるような個性的で魅力ある地域づくりを推進する。

(2) 対策

- 過疎地域における年中行事、民俗芸能、民話等の地域特有の伝統文化の継承・発展や生活文化の振興、高齢者の文化活動の充実等を図ることにより、多

彩で自由な文化活動を促進する。

- それぞれの地域の生活に根ざした文化の再発見や掘り起こし等に努める。
- 文化を担う人材や団体の育成・支援、文化遺産の保護と継承、地域の自然や風土を生かした景観の形成等を図る。
- 県内の文化情報を一元的に提供する県ホームページ「とちぎ文化情報ナビ」を活用するなど、地域の様々な特色ある文化の魅力を地域内外へ積極的に発信し、地域を越えた交流を促進していく。
- 地域固有の文化の魅力を形成、発信、交流する場として、地域の文化施設に加え、県立美術館、県立博物館、県総合文化センター等についても、積極的に活用を図っていく。
- 栃木県文化振興基金を活用して、地域において多彩な文化活動や伝統文化の継承等を行う団体への支援を行う。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 方針

- バイオマス、小水力、風力、太陽光、地熱などの再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの地産地消や災害時も含めた地域エネルギーの自立、環境負荷の低減につながる。過疎地域は、森林、水源地、広大な空間を有しており、再生可能エネルギーを生み出す地域資源の宝庫である。
- 本県は、水力、森林等の地域資源が豊富に存在し、特に太陽光については平成24（2012）年7月に開始された固定価格買取（F I T）制度を受け、急速に拡大した。
- 令和3（2021）年3月に策定した「栃木県環境基本計画」に基づき地域の特性を生かした多様な取組を推進していく。

(2) 対策

- 設備導入に対する融資や蓄電池・エネルギー需給管理技術の導入等の普及啓発を通じて引き続き導入拡大を図る。
- 自然災害等による大規模停電が発生した場合でもエネルギー供給が可能な「自立分散型再生可能エネルギー」の導入を促進する。

Ⅲ 地域別の持続的発展方針

1 日光市（旧日光市・旧足尾町・旧栗山村・旧藤原町の区域）

（1）地域の現状と課題

日光市は、県の北西部に位置し、北は福島県、西は群馬県に接している。平成18（2006）年3月に、旧日光市、旧今市市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町の2市2町1村の合併により誕生し、その面積は県土の約4分の1にあたり、そのうち森林面積が8割以上を占めている。

過疎地域の人口は、昭和50（1975）年においては49,644人であったが、減少が続き、平成27（2015）年には25,091人となっている（40年間の減少率49.5%）。

過疎地域の高齢化率は、昭和50（1975）年の9.4%から平成27（2015）年には40.1%に達し、上昇ポイントも30.7ポイントと県平均（17.5）を大幅に上回っている。

平成27（2015）年の就業者総数12,621人の産業別構成は、第1次産業341人（2.7%）、第2次産業2,380人（18.9%）、第3次産業9,709人（76.9%）となっている。

昭和30（1955）年に日光市の人口は112,940人となり、ピークを迎えたが、足尾銅山の閉鎖や宿泊施設の廃業等働く場の減少が大きな要因となり、減少傾向が続いている。

これまで、生活基盤の整備、防災力強化、保健及び福祉の向上、産業振興、地域活性化、教育の充実などの過疎対策事業を積極的に実施してきたが、依然として人口減少・少子高齢化が進行しており、快適で暮らしやすい生活基盤の確保、地域経済活動の再生、集落の活力維持等に向けた積極的な取組が必要な状況である。

（2）過疎地域の持続的発展のための基本的な方向・施策

○日光市は、日光国立公園をはじめとする雄大な自然、世界遺産「日光の社寺」、足尾銅山の産業遺産群等の歴史文化遺産、随所に湧出する豊富な温泉を有する国際的な観光都市であり、観光関連産業の振興を中心に地域の持続的発展を図っていくものとする。

○持続的発展のための基本的な方向・施策は、以下のとおりである。

－効果的な情報発信や空き家バンクの利用等による定住人口、交流人口及び関係人口の拡大

－地域の豊かな自然や歴史、文化、生活等を探求する生涯学習（日光学）の充実による主体的に街づくりに参画する人材育成の推進

－近接する地域との交流・協力関係の強化及び都市住民との交流の促進

－観光産業と連携した農林業、商工業の振興

－農林業の生産基盤の整備、担い手の育成・確保、特産品の開発や観光産業との連携による地場産業の育成

－銅山観光等の観光拠点施設整備の促進及び足尾銅山の世界遺産登録に向けた活動の活発化

－デジタル技術による地域課題への対策や住民及び事業者の利便性向上

－国及び県道を中心とする幹線道路網整備の促進

－第三セクター鉄道である野岩鉄道株、わたらせ渓谷鐵道株、市営バス路線等

- の公共交通機関の確保・充実
- －老朽住宅や空き家の活用等の促進、上水道・下水処理施設等の整備及びコミュニティ活動の活性化の促進
- －関係機関と連携した総合的な切れ目のない子育て支援体制の構築
- －高齢者等の保健・福祉の向上・増進を図るための人材育成及び環境整備
- －ノーマライゼーションの考え方を基本とした地域福祉、在宅福祉の充実
- －教育環境の改善、国際理解・交流、スポーツレクリエーションの振興

2 大田原市（旧湯津上村・旧黒羽町の区域）

（1）地域の現状と課題

大田原市は、栃木県の北東部に位置し、東は茨城県に隣接している。市の東部は八溝山系の山並みが占め、那珂川、箒川、蛇尾川の3河川沿いに、清流を利用した広大な水田地帯が開けている。平成17（2005）年10月に旧湯津上村、旧黒羽町と合併し、新市「大田原市」となった。

過疎地域の人口は、昭和50（1975）年においては24,980人であったが、減少が続き、平成27（2015）年には17,798人となっている（40年間の減少率28.8％）。

過疎地域の高齢化率は、昭和50（1975）年の10.7％から平成27（2015）年には30.6％に達し、上昇ポイントも19.9ポイントと県平均（17.5）を大幅に上回っている。

平成27（2015）年の就業者総数 8,939人の産業別構成は、第1次産業 1,769人（19.8％）、第2次産業 2,663人（29.8％）、第3次産業 4,266人（47.7％）となっている。

平成17（2005）年まで大田原市の人口は増加傾向にあり、79,023人とピークを迎えたが、これは旧大田原市の工業団地への企業誘致や大学誘致の影響が大きい。一方、旧湯津上村、旧黒羽町では依然として人口の減少が続いている。

人口減少の大きな要因は、進学・就職を理由とした若年層の転出超過と考えられ、この状況を解消するため若年層の安定した雇用の創出や地域産業の振興が必要である。

（2）過疎地域の持続的発展のための基本的な方向・施策

- 産業振興の強化に加え、各分野における産学官の連携や未来技術の活用等による新たな事業の創出を図るとともに、地域資源の発掘・活用や魅力発信による移住・定着を中心として地域の持続的発展を図っていくものとする。
- 持続的発展のための基本的な方向・施策は、以下のとおりである。
 - －魅力発信の強化による知名度の向上と関係人口の創出・拡大
 - －空き家・遊休施設等の有効活用
 - －地域の若者・女性などが起業しやすい環境の整備
 - －新事業・新産業の創出、既存産業の高付加価値化のための産学官連携等のマッチング
 - －地域産業の競争力強化と人材確保、担い手の育成
 - －地域資源を活用した山村振興
 - －八溝地域を縦貫する道路など幹線道路網の整備
 - －地域防災体制の充実

- －ライフスタイルの多様化に応じた居住環境の創出
- －結婚支援の推進及び地域における子育て支援の充実
- －地域福祉ネットワークの構築の推進
- －小さな拠点の形成等による持続可能なまちづくり
- －再生可能エネルギー等の活用促進と省エネルギーの推進

3 那須烏山市（旧烏山町の区域）

（1）地域の現状と課題

那須烏山市は、栃木県の東部に位置し、八溝山系に属し、那珂川をはじめとした大小の河川が貫流している。平成17（2005）年10月に、旧南那須町と旧烏山町の2町の合併により誕生した。

過疎地域の人口は、昭和50（1975）年においては21,576人であったが、減少が続き、平成27（2015）年には16,044人となっている（40年間の減少率25.6%）。

過疎地域の高齢化率は、昭和50（1975）年の11.3%から平成27（2015）年には34.6%に達し、上昇ポイントも23.3ポイントと県平均（17.5）を大幅に上回っている。

平成27（2015）年の就業者総数 7,803人の産業別構成は、第1次産業 680人（8.7%）、第2次産業 2,655人（34.0%）、第3次産業 4,400人（56.4%）となっている。

平成17（2005）年の合併以降も人口減少が進んでおり、進学や就職、結婚を理由とした若年層の市外への流出が続いているため、やり甲斐のある仕事に就くことができ、将来にわたり安心して働ける環境を確保することが重要である。

（2）過疎地域の持続的発展のための基本的な方向・施策

- 豊富な地域資源を生かした産業の振興等により、魅力ある就業機会の創出と中山間地域の特性を踏まえた持続可能なまちづくりの推進を中心に地域の持続的発展を図っていくものとする。
- 持続的発展のための基本的な方向・施策は、以下のとおりである。
 - －地域資源を生かした都市と農村との交流事業の展開
 - －企業の誘致及び立地の推進
 - －既存企業の規模拡大促進による地域産業の振興
 - －市内の魅力ある企業の認知度向上による地元就業の促進
 - －生産性の高い農林業の推進
 - －各産業分野における人手不足や担い手の高齢化に対応するため、先端技術の積極的な導入
 - －ユネスコ無形文化遺産に登録された「烏山の山あげ行事」や「烏山城跡」をはじめとした豊かな地域資源を活用した、体験型・交流型・滞在型の要素を取り入れた「着地型観光」の推進
 - －J R 烏山駅を核としたコンパクトシティの推進
 - －公共交通サービスの確保・充実
 - －八溝地域を縦貫する道路など幹線道路網の整備
 - －空き家や遊休施設等の有効活用
 - －防災・減災による国土強靱化の推進

- －若い世代の結婚、出産、子育てのしやすい環境の整備や各段階に応じた切れ目のない支援体制の充実
- －地域医療の確保や高齢者福祉の充実

4 茂木町

(1) 地域の現状と課題

茂木町は、県の南東部に位置し、県際に広がる八溝山系の山間にある農山村である。

総人口は、昭和50（1975）年においては20,810人であったが、減少が続き、平成27（2015）年には13,188人となっている（40年間の減少率36.6%）。

高齢化率は、昭和50（1975）年の13.2%から平成27（2015）年には37.1%に達し、上昇ポイントも23.9ポイントと県平均（17.5）を大幅に上回っている。

平成27（2015）年の就業者総数 6,638人の産業別構成は、第1次産業 857人（12.9%）、第2次産業 1,964人（29.6%）、第3次産業 3,731人（56.2%）となっている。

かつて茂木町は、たばこ産業で栄え、昭和22（1947）年に町の人口は31,637人となり、ピークを迎えた。しかし、たばこ産業の衰退とともに人口減少が始まり、高度経済成長期には、首都圏への働き手の流出が顕著となった。近年においては、若年層の町外への流出、晩婚化や晩産化、少子化が人口減少に拍車をかけている。

小規模工業団地の造成や企業誘致、道の駅の整備、特産品のブランド化事業等町の振興を図ってきたが、今後も、安定した農林業経営の確立、農林業の担い手の育成確保、地域間交流の促進、地域おこしと連携した産業の振興、企業誘致等による就業機会の創出、「ツインリンクもてぎ」に対応した広域幹線道路や地域内道路の整備、第三セクター鉄道である真岡鐵道(株)等の公共交通機関の確保・充実、下水道の整備等による生活環境の改善、住宅団地の造成、教育文化施設の整備、中心市街地の活性化に取り組んでいく必要がある。

(2) 過疎地域の持続的発展のための基本的な方向・施策

○茂木町では、世界でも有数の大型スポーツレクリエーション施設「ツインリンクもてぎ」と連携して、交流人口の一層の拡大と定住促進を図るとともに、農林業及び商工業の振興を中心として地域の持続的発展を図っていくものとする。

○持続的発展のための基本的な方向・施策は、以下のとおりである。

- －企業誘致及び起業支援による就業機会の創出
- －宅地造成や空き家等の活用による個性的な定住促進策の推進
- －生産基盤整備や6次産業化による農林業の振興
- －中心市街地の活性化及び町並づくりの推進
- －美しい自然や特色ある地域づくりを生かした滞在・体験型観光の創出
- －「ツインリンクもてぎ」や道の駅を核とした国際的観光産業の促進
- －CATVを活用した情報化の推進
- －八溝地域を縦貫する道路など幹線道路網の整備
- －ケーブルテレビネットワーク光化整備による災害対策
- －下水処理施設の効率的な稼働、都市的基盤整備の促進

- －子育て世代や高齢者への支援並びに特色ある教育環境の推進
- －教育・文化・産業等における国際交流のさらなる推進

5 塩谷町

(1) 地域の現状と課題

塩谷町は、県の中央やや北部に位置し、町の北部は日光国立公園の一部に属する高原山を頂点とした山林地帯で、林産資源に富み、東部を流れる荒川と西部を流れる鬼怒川の2つの一級河川が町の両側を囲みながら南流し、中央部から南部にかけては肥沃な農業地帯となっている。

総人口は、昭和50（1975）年においては14,751人であったが、減少が続き、平成27（2015）年には11,495人となっている（40年間の減少率22.1%）。

高齢化率は、昭和50（1975）年の10.5%から平成27（2015）年には33.0%に達し、上昇ポイントも22.5ポイントと県平均（17.5）を大幅に上回っている。

平成27（2015）年の就業者総数 6,041人の産業別構成は、第1次産業 824人（13.6%）、第2次産業 1,919人（31.8%）、第3次産業 3,191人（52.8%）となっている。

この地域は、かつては鉱山採掘で賑わいを見せ、農林業を基幹産業として発展してきたが、職や生活の利便性を求めた若年層の都市部への流出を要因として人口減少が進行した。企業誘致による雇用の創出や住環境整備により一度は人口の増加に転じたものの、その後は減少傾向が続いている。

現在は、農業における担い手の確保や経営の合理化のほか、老朽化した交通施設の更新や公共交通網の確保、上水道の整備による住民生活の利便性向上が課題となっている。

(2) 過疎地域の持続的発展のための基本的な方向・施策

○塩谷町は、全国名水百選にも認定された尚仁沢湧水を始めとした豊富な水資源のほか、国指定天然記念物のイヌブナ自然林などの雄大な自然景観に恵まれている。これらの優れた自然環境を生かした観光振興を促進し、交流人口の増加、関係人口の創出・拡大を図り、移住・定住の促進をするとともに、公共交通網の確保、整備や子育て環境、地域福祉体制の充実、就業の場の確保などの施策を講じることにより、地域の持続的発展を図っていくものとする。

○持続的発展のための基本的な方向・施策は、以下のとおりである。

- －移住及び定住並びに地域間交流の促進
- －農林業の生産基盤の整備による経営の効率化及び担い手の育成・確保の推進
- －地域特産品の開発とそのブランド化による地場産業の振興
- －企業誘致等及び新たなしごとの創出による就業機会の創出
- －地域資源や道の駅等の観光資源を活用した観光の振興と情報発信強化
- －住民生活の利便性向上のためのデジタル技術活用の推進
- －道路網の整備及び交通弱者のための身近な生活交通の確保・充実
- －公営住宅、空き家対策といった住環境整備、上水道施設、消防防災対策等の生活環境基盤の整備
- －少子高齢化社会に対応した児童福祉施設、高齢者福祉施設等の整備促進

- －地域医療の確保及び健康増進、疾病予防、早期発見、リハビリテーションに至る保健医療提供体制の整備推進
- －生涯学習環境の充実
- －学校教育施設の充実と子育て支援施設の整備
- －人と自然が共生する環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- －地域コミュニティの形成・活性化

6 那珂川町

(1) 地域の現状と課題

那珂川町は、県の東北東に位置し、なだらかな八溝山系に属し、雄大な清流那珂川が中央部を南流している。平成17（2005）年10月に旧馬頭町と旧小川町の2町の合併により誕生した。

総人口は、昭和50（1975）年においては23,061人であったが、減少が続き、平成27（2015）年には16,964人となっている（40年間の減少率26.4%）。また、平成2（1990）年における総人口は、22,383人であり、平成27（2015）年までの25年間の減少率は24.2%である。

高齢化率は、昭和50（1975）年の11.9%から平成27（2015）年には34.0%に達し、上昇ポイントも22.1ポイントと県平均（17.5）を大幅に上回っている。

平成27（2015）年の就業者総数 8,629人の産業別構成は、第1次産業 1,203人（13.9%）、第2次産業 2,957人（34.3%）、第3次産業 4,417人（51.2%）となっている。

この地域においては、基幹産業である農林業以外に就業の場が少なかったことから産業構造の高度化などの影響により町外へ人口が流出した。また、生活の利便性を求めた若年層の流出により出生率が低下するなど、人口減少がさらに進行した。

これまで、基幹産業である農林業の基盤整備のほか、生活道路や上下水道施設の整備、学校教育環境の改善等の過疎対策を進めてきたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、若年層の人口流出、地域を担う人材の確保、地域経済の活性化、生活機能の維持等が課題となっている。

(2) 過疎地域の持続的発展のための基本的な方向・施策

○那珂川町は、清流那珂川や豊かな森林資源、歴史ある温泉郷等の地域資源に恵まれている。これらを活用した産業の振興や地域を担う人材の育成、生活基盤の整備による住民生活の利便性向上などの施策を展開し、町の計画理念の実現に向けて、地域の持続的発展を図っていくものとする。

○持続的発展のための基本的な方向・施策は、以下のとおりである。

- －分譲宅地の整備による若者の定住促進
- －農林業の生産基盤の確立と担い手の育成による持続可能な農業の推進
- －デジタル技術の進展に対応した地域高度情報化とネットワーク化の推進
- －幹線道路網の整備と身近な生活交通の確保・充実
- －八溝地域を縦貫する道路など幹線道路の整備
- －上下水道施設、消防・防災体制等の生活環境基盤の整備
- －認定こども園をはじめとした子育て支援の充実と子育てにやさしい環境づく

りの推進

- －住民の健康増進と疾病予防の推進と将来における地域医療の確保
- －児童の学びを支える教育環境整備の推進と住民ニーズに対応した生涯学習施設の充実
- －外部人材を活用した地域コミュニティの維持
- －文化遺産を活用した地域の魅力ある文化の形成
- －資源を大切にした生活スタイルへの転換と再生可能エネルギーの推進

7 その他

(1) 広域的な社会生活圏計画等との関連

- 大田原市、那須烏山市、茂木町、塩谷町及び那珂川町については、以下のとおり、広域行政事務組合に属している。

市町名	広域行政事務組合名
大田原市	那須地区広域行政事務組合 (大田原市、那須塩原市、那須町の2市1町で構成)
那須烏山市 那珂川町	南那須地区広域行政事務組合 (那須烏山市、那珂川町の1市1町で構成)
茂木町	芳賀地区広域行政事務組合 (真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の1市4町で構成)
塩谷町	塩谷広域行政組合 (矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町の2市2町で構成)

- 各広域行政事務組合は、各々の目的に応じた広域行政計画を策定し、各圏域の諸機能の充実に努めているところであり、大田原市、那須烏山市、茂木町、塩谷町及び那珂川町についても、この計画の中で、位置付けや機能分担を示し、振興方策を講じているところである。
- 過疎対策の展開に当たっては、広域行政計画との整合性に留意しつつ、地域の実態や住民の要望等を的確に把握しながら、圏域内の他市町との連携を図り、各種施設の効果的な配置・機能の拡充に努めるなど、広域的な観点のもとに推進していく。
- また、幹線道路網の整備、過疎地域と他地域を結ぶ交通手段の確保などにより広域交通ネットワークの形成を図り、各圏域内はもとより、隣接地域との連携も促進していく。

(2) 県が過疎対策を行うに当たり留意する視点

ア 広域的観点からの事業調整及び人的・技術的援助等

- 広域自治体としての立場から、関係市町との調整・連携を図り、過疎市町の取組を補完し、過疎対策の主体である市町を支援していく。
- 過疎地域には人的・技術的・財政的な資源の制約の課題があることから、県は人的・技術的援助その他必要な援助を行う。
- 県重点戦略をはじめ総合戦略等の各種県計画、並びに市町振興計画及び市町過疎地域持続的発展計画等の各種過疎市町の計画との整合性を図りながら、

各種施策に取り組んでいく。

イ 多様な主体との協働

- 過疎地域が直面する諸課題に対し、実効性ある取組を講じていくためには、県、市町の行政だけが担ってきた領域を、地域住民をはじめ、NPOや企業などの関係団体まで拡大し、それぞれの強みを生かしながら連携、協働することが重要となる。そのため、多様な主体が担い手となるよう積極的な参画を促していく。